

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
かとき、
がと、
翌日)

目 次

- ◇ 告 示 地域森林計画の決定（林務課）
地域森林計画の変更（〃）
基本測量の終了（管理課）
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（総務課）
- ◇ 教委告示 臨時教育委員会の招集（〃）
- ◇ 公 告 職業訓練指導員試験の合格者（労政・能力開発課）

告 示

鳥取県告示第二百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づ

き、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 閲覧に供する書類

- 1 天神川地域森林計画書
- 2 天神川地域森林計画図

二 閲覧に供する期間

平成六年三月十八日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取市東町一丁目二〇 鳥取県農林水産部林務課
倉吉市東巖城町二 倉吉地方農林振興局

（この地域森林計画に意見がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。）

鳥取県告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定に基づき、千代川森林計画区、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同条第六項の規定により告示し、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 閲覧に供する書類

千代川森林計画区及び日野川森林計画区の地域森林計画の変更に係る

計画書及び計画図

二 閲覧に供する期間

平成六年三月十八日から三十日間

三 閲覧に供する場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県農林水産部林務課

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取地方農林振興局

八頭郡家町大字郡家一〇〇 八頭地方農林振興局

米子市桃町一丁目一六〇 米子地方農林振興局

日野郡日野町根雨一四〇一 日野地方農林振興局

(この地域森林計画の変更に見解がある者は、この告示の日から起算して三十日以内に、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第二百三十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成六年三月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)

二 作業地域 八頭郡智頭町、東伯郡東伯町、西伯郡西伯町及び岸本町並

びに日野郡江府町

三 終了年月日 平成六年二月二十八日

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

平成六年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第二号

鳥取県教育委員会事務局組織規程及び教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

(鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正)

第一条 鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「課及び室」の下に「(以下「課等」という。)」を加え、「係及び室」を「係」に改め、同項の表中

総務課	秘書企画室、総務室、施設係、設備係、助成係
教職員課	給与係、学務係、管理第一係、管理第二係
指導課	学事係、奨学係、義務教育係、高校教育係、心身障害児教育係
総務課	人事文書係、企画調整係、広報調査係、施設助成係、建築技術係、設備係
小中学校課	学事係、給与係、管理係、指導係、心身障害児教育係
高等学校課	学事係、企画係、管理係、指導係

を

に改め、

同条第二項を削る。

第三条中「各課及び全国高校総体推進室」を「各課等」に改め、同条総務課の項第三号中「教育機関」の下に「（以下「事務局等」という。）」を加え、同項第四号中「事務局職員及び学校以外の教育機関」を「事務局等」に改め、同項第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同項第十三号中「事務局各課」を「各課等」に改め、同項中同号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第十七号中「教育」を「教育、学術及び文化」に改め、同項中同号を第十六号とし、同項第十八号中「他課等」を「他の課等」に改め、同項中同号を第十七号とし、同条教職員課の項及び指導課の項を次のように改める。

小中学校課

一 市町村立の小学校、中学校、養護学校及び幼稚園（以下「市町村立学校」という。）並びに県立の盲学校、聾学校及び養護学校（以下「県立盲学校等」という。）の設置、廃止及び管理の指導に関すること。

二 市町村立学校（幼稚園を除く。第四号及び第五号並びに福利課の項並びに第十三条第四号において同じ。）及び県立盲学校等の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

三 市町村立学校及び県立盲学校等の教職員の研修に関すること。

四 市町村立学校及び県立盲学校等の教職員の組織する職員団体に關すること。

五 市町村立学校の学級編制に関すること。

六 市町村立学校及び県立盲学校等の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

七 市町村立学校及び県立盲学校等の教科用図書及び教材の取扱いに關すること。

八 盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級の生徒、児童及び幼児の就学奨励に関すること。

九 市町村教育委員会（市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。）の教育長の承認に関すること。

十 市町村教育委員会の組織及び運営の指導に関すること。

十一 教育研修センターに関すること。

高等学校課

一 県立高等学校の設置、廃止及び管理に関すること。

二 県立高等学校の教職員の定数及び任免その他の人事に関すること。

三 県立高等学校の教職員の研修に関すること。

四 県立高等学校の教職員の組織する職員団体に関すること。

五 県立高等学校の通学区域の設定及び変更に関すること。

六 県立高等学校の入学選抜に関すること。

七 県立高等学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

八 県立高等学校の教科用図書及び教材の取扱いに関すること。

九 県立高等学校の授業料に関すること。

十 教育職員の免許状に関すること。

十一 大学入学資格検定に関すること。

十二 育英事業に関すること。

第三条生涯学習課の項第四号中「他課」を「他の課等」に改め、同条体育保健課の項第八号中「事務局職員、学校以外の教育機関」を「事務局等」に改め、同条福利課の項第一号及び第二号中「事務局職員、学校以外の教育機関」を「事務局等」に改め、「市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を「市町村立学校」に改める。

第四条を次のように改める。

(係の分掌事務)

第四条 係の分掌事務は、課長がこれを定め、その都度教育長に報告しなければならない。

第五条第一項中「各課及び全国高校総体推進室」を「各課等」に改め、同条第二項中「全国高校総体推進室長」の下に「(以下「課長等」という。)」を加える。

第六条第一項中「課及び全国高校総体推進室並びに係及び室」を「課

等及び係」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特に必要があると認めるときは、事務局に次長を、課に参事、主査、課長補佐又は主幹を、室に室長補佐又は主幹を、小中学校課に義務教育主査を、高等学校課に高校教育主査を、生涯学習課に社会教育主査を、同和教育課及び体育保健課に指導主査を、文化課に文化財主査を、係に主任を置くことができる。

第七条第一号中「課長及び全国高校総体推進室長」を「課長等」に改め、同条第二号中「及び室長」及び「又は室」を削り、同条第六号中「課長又は全国高校総体推進室長」を「課長等」に改め、同条第七号中「課又は室」を「課等」に改め、同条第八号を次のように改める。

八 義務教育主査 上司の命を受け、小学校及び中学校並びに盲学校、聾学校、養護学校及び特殊学級における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

第七条第十号を削り、同条第九号中「関する事務」を「係る事務」に改め、同条中同号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 高校教育主査 上司の命を受け、高等学校における学校教育に関する専門的事項の指導並びに学校管理及び人事管理に関する専門的事項に係る事務に参画する。

第七条中第十二号を削り、同条第十一号中「の事務」を「に係る事務」に改め、同条中同号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 指導主査 上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に係る事務に参画する。

第七条第十三号中「又は室」を削る。

第十条中「課及び全国高校総体推進室」を「課等」に、「課長又は全国高校総体推進室長」を「課長等」に改める。

第十三条第三号中、「助言」を「及び助言」に改め、同条第四号中「市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を「市町村立学校」に改め、同条第五号中「市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を「市町村立学校」に、「生徒指導等」を「生徒指導」に改め、同条第六号中「市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を「市町村立学校」に改め、「の採択」を削り、同条第七号中「就学免除」を「就学義務の免除」に改め、同条第十三号中、「助言」を「及び助言」に改める。

第十六条中「各課及び全国高校総体推進室並びに」を「各課等及び」に改める。

(教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第二条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一号中「(全国高校総体推進室の室長に限る。)」を削り、同表第二号中「指導主査・社会教育主査・管理主査」を「義務教育主査・高校教育主査・社会教育主査・指導主査」に改め、「・室長(第一号に掲げるものを除く。)」・総務室主任」を削り、「社会教育主事・管理主事」を「管理主事・社会教育主事」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年三月十八日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成六年三月二十一日(月) 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公 告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条の規定により実施した平成5年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成6年3月18日

鳥取県知事 西 尾 圭 介

建築科合格者

谷口 北川	強 八洲雄	小橋	林 谷	博 卓	福 田	章 夫
須賀原 聖 爽	自動車整備科合格者	武浪 森	良花 川	紀 志 努	松 西	史 彦
末次 仲 園			英 孝		浦 尾	
					宏 信	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】